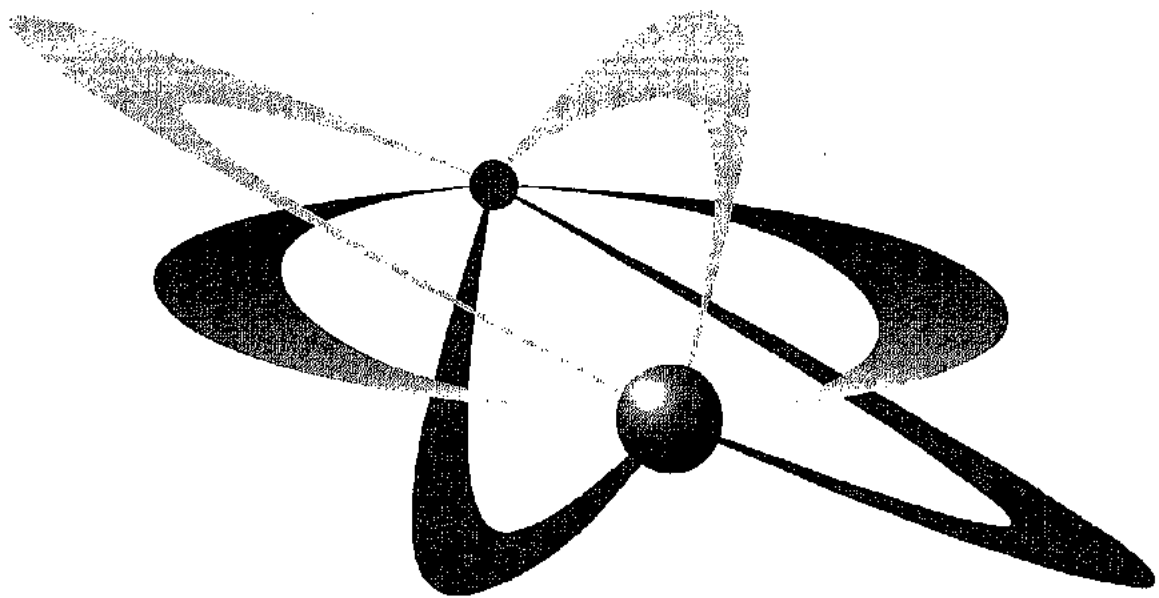


仕事と家庭の両立のために

両立支援事業のご案内

平成8年度版



労働省婦人局

少子・高齢化社会の急速な進展、核家族化等に伴い、育児や家族の介護の問題は、労働者が
 介護休業制度と育児や家族の介護を行う労働者のための支援措置を盛り込んだ「育児休業、介護
 を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援することを目的とする各種事業をご紹介します。

仕事を継続する上で大きな問題となっています。このパンフレットでは、育児休業に加え、介
 休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のあらましと、育児や家族の介護

内 容	掲載ページ	お問い合わせ先
I 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のあらまし	3	都道府県婦人少年室
II 仕事と家庭の両立を支援する各種事業		
＜事業主の方へ＞		
新たに介護休業制度を導入した事業主の方へ	1 介護休業制度導入奨励金 6	雇用促進事業団 雇用促進センター
育児・介護休業者に対して職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置を講じた事業主の方へ	2 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金 8	
育児や介護に係るサービスを利用する従業員に対し費用助成措置を講じた事業主の方へ	3 育児・介護費用助成金 10	
(参考) 在宅保育サービス割引券により、割安な費用で保育サービスを従業員に利用させたいと考える事業主の方へ	参考1 在宅保育サービス割引券制度 12	社団法人全国ベビーシッター協会
介護クーポンにより、割安な費用で介護サービスを従業員に利用させたいと考える事業主の方へ	参考2 介護クーポン制度 14	介護クーポン運営協議会
新たに事業所内託児施設を設置・運営する事業主や事業主団体の方へ	4 事業所内託児施設助成金 16	財団法人21世紀職業財団地方事務所
再雇用制度により育児、介護等の理由で退職した労働者を雇用した事業主の方へ	5 育児、介護等退職者再雇用促進給付金 19	
＜育児や介護を行いながら働く方や働きたい方等へ＞		
仕事と育児や介護との両立に役立つ知識を身につけ仕事と家庭を両立させたい方へ	6 両立支援セミナー 22	各ファミリー・サポート・センター
育児、介護等に関するサービスについての具体的情報を得たい、相談をしたい方へ	7 フレーフレー・テレフォン 23	
急な残業や子供の病気の際に育児の援助が必要な方及び育児の援助を行いたい方へ	8 ファミリー・サポート・センター 24	
仕事と家庭の両立を支援する施設を利用したい方へ	9 勤労者家庭支援施設 25	
育児、介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する方へ	10 再就職希望登録者支援事業 26	
III 問い合わせ先一覧		
1 都道府県婦人少年室	27	
2 財団法人21世紀職業財団地方事務所	28	
3 雇用促進事業団雇用促進センター	29	
4 社団法人全国ベビーシッター協会	30	
5 介護クーポン運営協議会	30	

* このパンフレットに掲載されている中小企業事業主の範囲について
 小売業又はサービス業（飲食店を含む。）……資本又は出資の額が1,000万円以下又は常用労働者数が50人以下
 卸売業 …… 3,000万円以下 100人以下
 その他の業種 …… 1億円以下 300人以下

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律のあらまし

少子・高齢化、核家族化が進む中で、家族の介護の問題は、育児の問題とともに、労働者が仕事を継続する上で大きな問題となっています。このような状況の下で、「育児休業等に関する法律」を大幅に改正する法律が平成7年6月5日に成立し、同月9日に公布され、10月から一部が施行されています。これにより、「育児休業等に関する法律」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下では「育児・介護休業法」といいます。また、平成11年3月31日までは、「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」です。）に改正されました。

この改正により、従来の育児休業制度に加え、介護を要する家族を抱える労働者が雇用を中断することなく一定期間介護のために休むことのできる介護休業制度が法制化されました。

この改正により、平成7年10月1日から、事業主は、できる限り早く、育児・介護休業法に沿った介護休業制度や家族の介護のための短時間勤務制度等を設ける努力が求められています。

平成11年4月1日から、介護休業制度は一律に事業主の義務となります。

また、この改正により、育児・介護休業法には、育児や家族の介護を行う労働者のための支援措置も盛り込まれました。育児・介護休業法は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することを目的とした総合的な内容の法律になっています。

法律のあらまし

1 育児休業

- (1) 1歳に満たない子を養育する労働者は、その事業主に休業開始予定日と休業終了予定日等を明らかにして申し出ることにより、その子が1歳に達する日までの間で希望する期間、育児休業をすることができます。
- (2) 育児休業をすることができる労働者は、日々雇用者・期間雇用者を除く男女労働者です。
- (3) 事業主は、労使協定で育児休業をすることができないものとして定めた一定範囲の労働者が申し出た場合を除き、育児休業の申出を拒むことができません。

労使協定により育児休業の申出を拒むことができるものとする一定範囲の労働者とは、勤続期間が1年未満の者、配偶者が常態として育児休業に係る子を養育できる者、休業申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな者、1週間の所定労働日数が2日以下の者、育児休業に係る子の親であって申出をする労働者又はその配偶者のいずれでもない者が常態として育児休業に係る子を養育できる者をいいます。

- (4) 事業主は、労働者が育児休業の申出をし、又は育児休業をしたことを理由として解雇することはできません。
- (5) 労働者は、希望どおりの期間休業するためには、休業しようとする日の1月（出産予定日より早く子が出生した場合等には1週間。以下同じです。）前までに申し出ることが必要です。これより遅れた場合、事業主は、申出の日の翌日から1月間を経過する日までの間の日を休業開始日として指定することができます。
- (6) 労働者は、休業開始予定日の前日までは休業申出の撤回ができますが、その申出に係る子については、特別の事情がない限り再度の申出をすることができません。

2 介護休業

- (1) 労働者は、その事業主に休業開始予定日と休業終了予定日等を明らかにして申し出ることにより、連続する3月の期間を限度として、常時介護を必要とする状態にある対象家族（配偶者（事実婚を含みます。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、その労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含みます。）並びに配偶者の父母）1人につき1回の介護休業をすることができます。
- (2) 介護休業をすることができる労働者は、日々雇用者・期間雇用者を除く男女労働者です。
- (3) 事業主は、労使協定で介護休業をすることができないものとして定めた一定範囲の労働者が申し出た場合を除き、介護休業の申出を拒むことができません。
労使協定により介護休業の申出を拒むことができるものとする一定範囲の労働者とは、勤続期間が1年未満の者、休業申出の日の翌日から3月以内に雇用関係が終了することが明らかな者、1週間の所定労働日数が2日以下の者をいいます。
- (4) 事業主は、労働者が介護休業の申出をし、又は介護休業をしたことを理由として解雇することはできません。
- (5) 労働者は、希望どおりの期間休業するためには、休業しようとする日の2週間前までに申し出ることが必要です。これより遅れた場合、事業主は、申出の日の翌日から2週間を経過する日までの間の日を休業開始日として指定することができます。
- (6) 労働者は、休業開始予定日の前日までは休業申出の撤回ができ、その後の再度の申出は、1回は可能です。

3 事業主が講ずべき措置

- (1)イ 事業主は、育児・介護休業中及び休業後の労働条件に関する事項を定め、その周知及び休業を申し出た労働者に対する明示に努めなければなりません。
ロ 事業主は、労働者の育児・介護休業申出及び休業後における就業が円滑に行われるようにするため、配置その他の雇用管理や育児・介護休業期間中の職業能力の開発及び向上等に関して、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。
- (2)イ 事業主は、1歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしていないものに関して、就業しつつ子を養育することを容易にするため、勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。
ロ 事業主は、常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護する労働者に関して、連続

する3月（介護休業した期間があればそれと合わせて3月）以上の期間における勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

(3)イ 事業主は、1歳以上小学校入学までの幼児期の子を養育する労働者に関して、育児休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

ロ 事業主は、家族を介護する労働者に関して、介護休業制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

(4) 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者について、必要に応じ、再雇用特別措置等を実施するよう努めなければなりません。

(5) 労働大臣は、(1)から(4)までの事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表します。

4 育児や家族の介護を行う労働者等に対する支援措置

(1) 国は、事業主等に対する給付金の支給、労働者等に対する指導、相談、講習等の援助を行います。

(2) 労働大臣は、公益法人を指定して、これらの業務の一部を行わせるものとします。

5 委託募集の特例

一定の基準に合致すると認定された事業協同組合等が、その構成員たる中小企業者の委託を受けて育児・介護休業取得者の代替要員の募集を行う場合は、許可制が届出制になります。

6 この法律の施行機関は都道府県婦人少年室であり、必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告を行います。

7 施行期日等

(1) 平成7年10月1日から施行されています。ただし、2、3の(1)、(2)、(3)、(5)のうち介護に関する部分については、平成11年4月1日から施行されます。

(2) 事業主は、介護に関する部分の施行前においても、可能な限り速やかに、この法律に沿った介護休業制度を設けるとともに、勤務時間の短縮等の措置を講ずるよう努めなければなりません。

1 介護休業制度導入奨励金

介護休業制度導入奨励金は、事業主が平成11年3月31日までの間に育児・介護休業法に沿った介護休業制度を導入し、介護休業制度を利用した労働者が生じた場合に支給し、介護休業制度の早期導入の促進を図ることを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、平成11年3月31日までの間に次のいずれにも該当することとなった事業主です。

- 1 その雇用する労働者について、労働協約又は就業規則により、育児・介護休業法に沿った介護休業制度を設けた事業主であること。
- 2 1の介護休業制度について、都道府県婦人少年室長の認定を受けた事業主であること。
- 3 1の介護休業制度により、労働者に対して2週間以上介護休業を取得させた事業主であること。
- 4 1により2週間以上介護休業をした労働者（以下「対象介護休業者」といいます。）をその介護休業の開始の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用している事業主であること。

受給できる額

1企業当たり、

- | | |
|-------------------------------|------|
| 1 最初の対象介護休業者が生じた場合、 | |
| 中小企業事業主については | 75万円 |
| 中小企業事業主以外の事業主については | 55万円 |
| 2 2人目以降の対象介護休業者が生じた場合、生じるごとに、 | |
| 中小企業事業主については | 20万円 |
| 中小企業事業主以外の事業主については | 10万円 |
- を支給します。

受給のための手続

1 認定の申請

奨励金の支給申請を行う事業主は、あらかじめ、介護休業制度について都道府県婦人少年室長の認定を受けることとなっていますので、原則として対象介護休業者が当該介護休業を開始する日の前日までに原則として主たる事務所の所在地を管轄する都道府県婦人少年室に対し、介護休業制度認定申請書に次の書類を添付の上、認定申請を行ってください。

- (1) 介護休業制度に関する労働協約又は就業規則（写）
- (2) 一定の労働者について介護休業をすることができないこととする労使協定があるときは、その労使協定（写）

2 支給の申請

奨励金の支給を受けようとする事業主で、都道府県婦人少年室長による認定を受けた事業主は、対象介護休業者の介護休業開始日の翌日から起算して2週間を経過した日から3か月以内に、介護休業制度導入奨励金支給申請書に次の書類を添付の上、主たる事務所の所在地を業務担当区域とする財団法人21世紀職業財団の地方事務所に提出してください。

- (1) 対象介護休業者に係る労働者名簿（写）
- (2) 対象介護休業者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- (3) 対象介護休業者に係る介護休業申出書（写）

そ の 他

- 1 この制度は、平成7年10月1日から実施されます。
- 2 介護休業制度導入奨励金の支給を受けた事業主は、同一の年度において介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金（8ページをご覧ください。）を受けることはできません。

2 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金は、育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置（職場復帰プログラム）を計画的に実施する事業主に対して支給し、育児休業又は介護休業後の労働者の円滑な職場復帰を図り、企業における労働者の能力の有効発揮に資することを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- 1 育児・介護休業法に沿った育児休業又は介護休業の制度を実施している事業主であること。
- 2 職場復帰プログラム基本計画を作成し、都道府県婦人少年室長の認定を受けた事業主であること。
- 3 育児休業（産後休業に引き続き育児休業をする場合には、産後休業期間を含む）を3か月以上、又は介護休業を1か月以上する労働者（以下「対象労働者」といいます。）に対して職場復帰プログラムを実施した事業主であること。
- 4 育児休業又は介護休業終了後引き続き対象労働者を1か月以上雇用した事業主であること。
- 5 対象労働者に実施した職場復帰プログラムの実施状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- 6 対象労働者を当該育児休業又は介護休業の開始の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用している事業主であること。

受給できる額

職場復帰プログラムの内容・実施期間に応じて、対象労働者1人当たり、

中小企業事業主については **18万円**

中小企業事業主以外の事業主については **13万円**

を限度として支給します。

受給のための手続

1 認定の申請

奨励金の支給申請を行う事業主は、あらかじめ、職場復帰プログラムの基本計画について都道府県婦人少年室長の認定を受けることとなっていますので、原則として職場復帰プログラムの実施を開始する日の前日までに事業所の所在地を管轄する都道府県婦人少年室に、育児休業者職場復帰プログラム基本計画認定申請書又は介護休業者職場復帰プログラム基本計画認定申請書に次の書類を添付の上、認定申請を行ってください。

- (1) 育児休業者職場復帰プログラム基本計画又は介護休業者職場復帰プログラム基本計画
- (2) 育児休業制度又は介護休業制度に関する労働協約又は就業規則（写）
- (3) 一定の労働者について育児休業又は介護休業をすることができないこととする労使協定があるときは、その労使協定（写）

2 支給の申請

奨励金の支給を受けようとする事業主で、都道府県婦人少年室長による認定を受けた事業主は、対象労働者の当該休業の終了日の翌日から起算して1か月を経過した日から3か月以内に、育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金支給申請書又は介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金支給申請書に次の書類を添付の上、原則として当該申請に係る事業所の所在地を業務担当区域とする雇用促進センターに提出してください。

- (1) 育児休業者職場復帰プログラム実施結果書又は介護休業者職場復帰プログラム実施結果書
- (2) 対象労働者に係る育児休業又は介護休業申出書（写）
- (3) 対象労働者に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）

そ の 他

- 1 この制度の介護休業についての部分は、平成7年10月1日から実施されます。
- 2 特定中小企業事業主育児休業奨励金の支給を受けた事業主は、同一の年度において育児休業者職場復帰プログラム実施奨励金を受けることはできません。
- 3 介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給を受けた事業主は、同一の年度において介護休業制度導入奨励金（6ページをご覧ください。）を受けることはできません。

3 育児・介護費用助成金

育児・介護費用助成金は、労働者が育児・介護サービスを利用する際に、それに要する費用の全部又は一部を補助する措置に関する制度を設け、その制度に基づき費用を補助した事業主及び育児・介護サービスの提供を行うものと契約し、当該サービスを労働者の利用に供する措置を実施する事業主に対して支給するもので、育児や家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図ることを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- 1 雇用保険の適用事業所の事業主であること。
- 2 次の(1)又は(2)の措置を、労働協約又は就業規則の定めるところにより実施している事業主であること。
 - (1) 雇用する労働者が育児・介護サービス（下記に掲げるサービスを指します。）を利用する際に、それに要する費用の全部又は一部を補助する措置
 - (2) ベビーシッター会社、シルバーサービス会社等の育児・介護サービスの提供を行うものと事業主が契約し、当該サービスを労働者の利用に供する措置

―育児・介護サービスとは―

育児・介護サービスとは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- 1 次の各号のいずれかに該当するサービスであること。
 - (1) ベビーシッター、保育ママ、家政婦又は在宅介護サービスに従事する者が乳幼児又は介護を要する者に対して食事、排泄、入浴等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与するサービス
 - (2) 託児施設におけるサービス
 - (3) 施設において、介護を要する者に対して食事、排泄、入浴等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与するサービス
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、育児又は介護に係るサービスであって、労働者がそのサービスを利用することにより当該労働者の就業が可能となり、当該労働者が仕事を休まずにすむもの
- 2 次の各号のいずれにも該当しないものであること。
 - (1) 保育所、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所させる措置、老人ホームヘルプサービス事業、老人デイサービス運営事業、老人ショートステイ事業等、市町村や都道府県が行う行政措置
 - (2) 病院や老人保健施設等による療養を目的とするサービス

- 3 2に掲げる措置を小学校に入るまでの子の養育又は家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下でも同じです。）、父母、子、配偶者の父母その他同居の親族を指します。）の介護を行う労働者（当該事業主に雇用保険の被保

険者として雇用されている者に限ります。) に対して講じた事業主であること。

受給できる額

当該措置について事業主が負担した額について、

- | | |
|--------------------|------------|
| 中小企業事業主については | 5分の4に相当する額 |
| 中小企業事業主以外の事業主については | 2分の1に相当する額 |

です。

なお、1事業所当たりの年間限度額は企業規模にかかわらず100万円です。

受給のための手続

当年1年間に当該措置について事業主が負担した額について、翌年1月末日までに育児・介護費用助成金支給申請書に次の書類を添付の上、当該申請に係る事業所の所在地を業務担当区域とする財団法人21世紀職業財団の地方事務所に提出してください。

- 1 当該支給基準を満たす制度を定めた労働協約又は就業規則(写)
- 2 利用者名簿
- 3 雇用する労働者が育児・介護サービスを利用する際に、それに要する費用の全部又は一部を補助する措置については、利用者が育児・介護サービスを利用する際に受領した領収書等(写)及び申請事業主が当該利用者に対して負担又は一部補助したことを証明する書類(写)
- 4 育児・介護サービスの提供を行うものと事業主が契約し、当該サービスを労働者の利用に供する措置については、育児・介護サービスの提供を行うものと申請事業主との契約書等(写)及び申請事業主の当該契約に対する支払いを証する書類(写)

育児や介護のためのサービスの割引制度について

この助成金のほか、育児や介護のためのサービスに関する制度として、

- ・在宅保育サービス割引券制度
- ・介護クーポン制度

があります。事業主がこれらの制度を活用するに当たって費用を負担したときは、その負担額がこの助成金の対象となることがあります。それぞれの制度の概要は、次ページ以降に参考として掲げてありますのでご覧ください。

(参考1)

在宅保育サービス割引券制度

児童の健全育成に寄与するため、企業等の従業員が在宅保育サービスを利用した場合にその利用料の一部を軽減する在宅保育サービス割引券制度を運営しています。

在宅保育サービス割引券制度とは

まず、企業等と社団法人全国ベビーシッター協会(以下「協会」といいます。)との間で「在宅保育サービス援助事業協定書」による協定を締結し、企業等は協会に手数料を支払い、「在宅保育サービス割引券」の発行を受けます。

そして、企業等は、就労のために在宅保育サービスを利用しようとする従業員に対して割引券を交付します。その一方で、従業員は、協会に加盟しているベビーシッター業者との間で事前に利用契約書を取り交わすか、利用申込みをしておきます。

以上の手続を経て、従業員が就労のために在宅保育サービスを利用する日に割引券を1枚使用することにより、その日の利用料金の一部軽減を受けることができます(制度のしくみ参照)。

制度利用のメリット

協会加盟のベビーシッター業者を利用していただく場合において、割引券を利用することにより、割引券1枚につき1,500円の割引を受けることができます。

また、協会加盟のベビーシッター業者は、平成8年3月現在、全国に108社あります。

なお、協会に加盟していないベビーシッター業者にあっては、この制度の適用はありません。

在宅保育サービスの内容

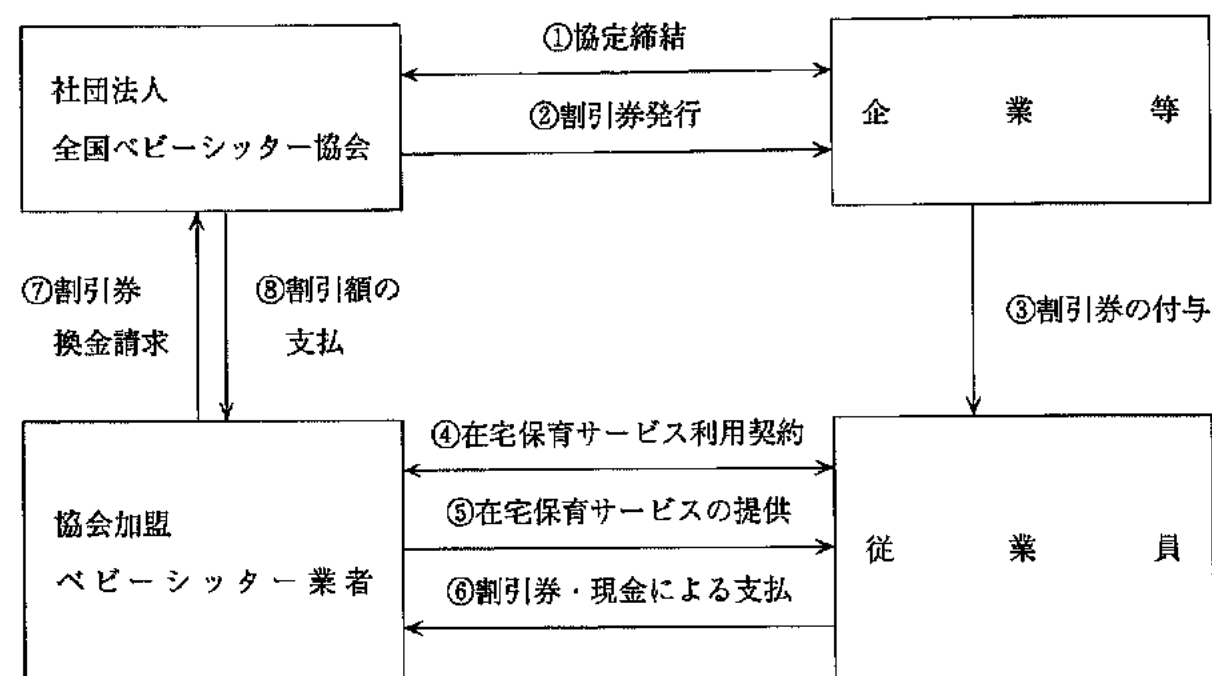
割引券により利用できるのは、次のサービスです。

- 1 家庭内での乳幼児及び小学校低学年の児童の保育
- 2 保育所等への送迎

制度利用上の注意点

- ・割引券の使用は、就労のために利用する場合です。
- ・割引券は、1日1枚の使用です。
- ・割引券の発行枚数は、1企業につき年間1,200枚です。
- ・割引券発行の際、割引券1枚につき150円の発行手数料がかかります。

制度のしくみ



問い合わせ先

社団法人全国ベビーシッター協会

〈本部〉

〒150 東京都渋谷区神宮前 5-53-1 こどもの城10階

TEL 03-3797-5020

〈西日本事務局〉

〒532 大阪府大阪市淀川区西中島 6-2-3 チサン第7ビル319号

TEL 06-309-7011

*社団法人全国ベビーシッター協会は、在宅保育サービスの提供等を行う事業者間の連絡調整体制を整備し、在宅保育サービスの質の向上と発展を図ることを目的として設立された、厚生省の認可を得た団体です。

(参考2)

介護クーポン制度

介護クーポン運営協議会は、提携企業の従業員の方の介護ニーズに対応するため、看護婦・家政婦紹介所に登録しているケア・ワーカー（家政婦）を、割安な費用で活用していただける介護クーポン制度を運営しています。

介護クーポン制度とは

この制度は、企業又は雇用保険の被保険者により構成される団体（企業内の共済組合、互助会、健康保険組合等）と介護クーポン運営協議会が提携することにより、看護婦・家政婦紹介所に登録しているケア・ワーカー（家政婦）を活用して、従業員の介護ニーズに的確に対応していくとするものです。

具体的には、簡単な申込み手続の後、介護クーポン運営協議会より企業等に対し介護クーポンが発行され、ケア・ワーカーによる介護が必要となった従業員は、この介護クーポンを利用することにより、割安な費用で介護サービスが受けられます（制度のしくみ参照）。

制度利用のメリット

通常、看護婦・家政婦紹介所に登録しているケア・ワーカーを利用していただく場合、求人受付手数料（求人1件につき 540円）と求人紹介手数料（ケア・ワーカーに支払う賃金の10.1パーセントを限度）が必要となりますが、介護クーポン制度を活用していただく場合は、これらが全額割引となります。

また、ケア・ワーカーは、昼間に限らず夜間及び泊り込み、短時間でも対応できるサービス体制をとっておりますので、急な依頼にも迅速に対応します。

さらに、看護婦・家政婦紹介所は全国にありますので、遠方におられる方に対する介護サービスの御要望にもお応えできます。

介護サービスの内容

介護クーポンにより利用できるのは、介護を受ける方に対する次のサービスです。

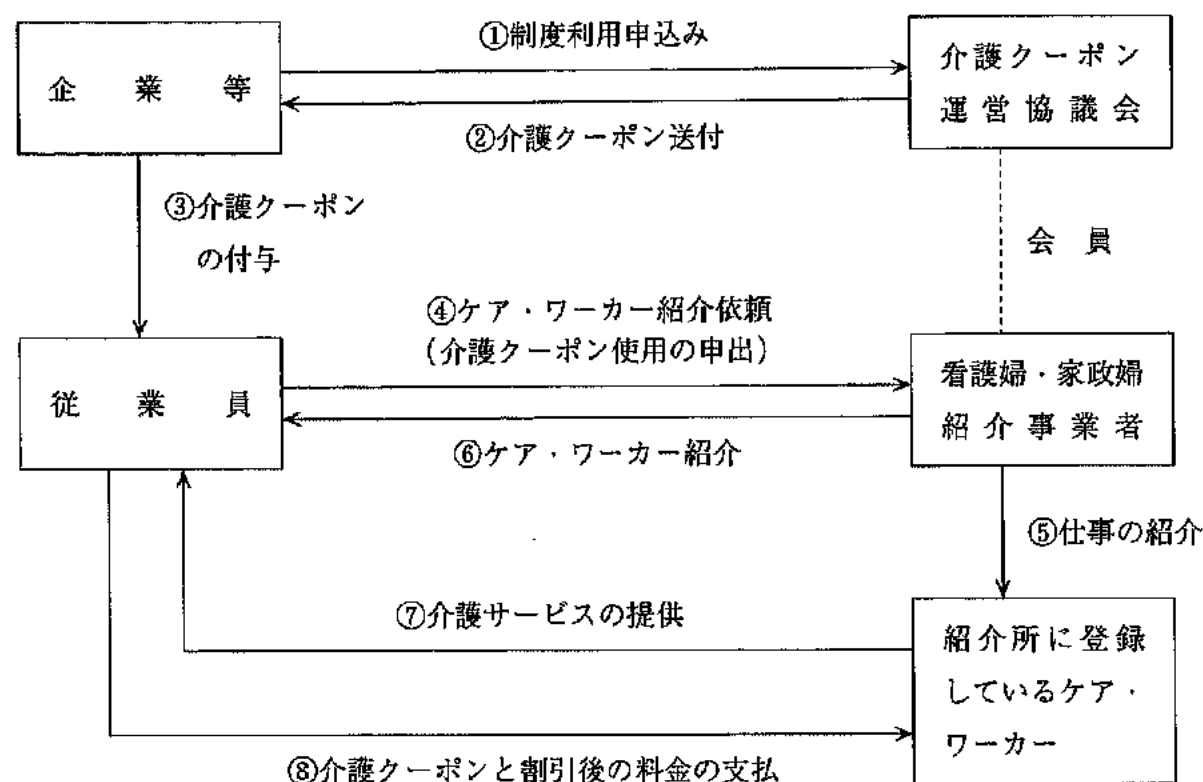
- 1 食事、排泄及び入浴等身の回りの世話
- 2 衣類の着脱、洗濯及び補修
- 3 身辺に係る住居の掃除及び整理
- 4 医療機関への通院の介助及び連絡
- 5 その他介護に必要な業務

制度利用上の注意点

介護クーポン制度により介護サービスを受けることができるのは、提携企業の従業員御本人及びその親族の方（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）に限られます。

ただし、親族の方であれば、従業員本人との同居・別居の別は問いません。

制度のしくみ



問い合わせ先

介護クーポン運営協議会（介護クーポン事務局）

〒162 東京都新宿区山吹町130-16 エスポワール21 5階

TEL 03-3235-8430

*介護クーポン運営協議会は、労働大臣の許可を受けた看護婦・家政婦紹介事業者を会員とする下記の3団体が、介護クーポン制度を運営するために設置したものです。

社団法人 日本臨床看護家政協会

社団法人 日紹連看護婦家政婦福祉協会

社団法人 全日本民営職業紹介事業福祉協会

4 事業所内託児施設助成金

事業所内託児施設助成金は、一定基準を満たす事業所内託児施設を新たに設置しかつ運営開始した事業主又は運営開始した事業主等に対して、その費用の一部を助成するもので、事業所内託児施設の設置促進及びその運営の安定化を図ることを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、事業所内託児施設を新たに設置し運営を開始した場合は下記1、運営を開始した場合は下記2に掲げる事項のいずれにも該当する雇用保険適用事業主又は事業主団体です。なお、事業主には、複数の事業主が共同して事業所内託児施設を設置・運営する共同事業主の場合も含まれます。

1 事業所内託児施設を設置・運営開始した事業主又は事業主団体の場合

- (1) 事業所内託児施設の建築工事着工の2か月前までに事業所内託児施設設置・運営計画を提出し、財団法人21世紀職業財団の地方事務所長の認定を受けたこと。
- (2) (1)の認定を受けた日の翌日から1年以内に、事業所内託児施設を設置しかつ運営を開始したこと。
- (3) 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った育児休業制度を導入していること。
- (4) 雇用する労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置を講じていること。

2 事業所内託児施設を運営開始した事業主又は事業主団体の場合

- (1) 申請時期によって、次のいずれかで助成します。
 - イ 事業所内託児施設の運営開始の2か月前までに、事業所内託児施設運営計画を提出し、財団法人21世紀職業財団の地方事務所長の認定を受けたこと。
 - ロ 事業所内託児施設の運営開始の2か月前の日の翌日から運営開始後1年を経過する日までに、事業所内託児施設運営計画を提出し、財団法人21世紀職業財団の地方事務所長の認定を受けたこと。
- (2) (1)の認定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、事業所内託児施設の運営を開始したこと。
- (3) 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に沿った育児休業制度を導入していること。
- (4) 雇用する労働者が子供を養育しつつ雇用を継続することを容易にするような措置を講じていること。

受給できる事業所内託児施設

受給できる事業所内託児施設の要件は、次のいずれにも該当するものです。

1 施設の規模

乳幼児の定員がおおむね10人以上であり、乳幼児1人当たりの面積は原則として7㎡以上で

あること。

2 施設の構造・設備

(1) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」といいます。）のほか、調理室及び便所があること。

(2) 保育室は、次の基準を満たしていること。

イ 保育室の面積は満2歳未満の乳幼児1人当たり1.65㎡以上、満2歳以上の幼児1人当たり1.98㎡以上であること。

ロ 乳児の保育を行う場所が、幼児の保育を行う場所と区画されていること。

ハ 保育室は、採光及び換気が確保されていること。

ニ 保育室を2階以上に設ける建物は、保育室その他幼児が出入りし、又は通行する場所に、幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(3) 便所には、手洗設備が設けられるとともに、保育室及び調理室等と区画されていること。また、便所の数は、おおむね幼児20人につき1以上であること。

(4) 消火器、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

3 職員

(1) 保育に従事する者の数は、乳児又は満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上であること。ただし、少なくとも2人配置されていること。

(2) 保育に従事する者のおおむね3分の1（保育に従事する者が2人の施設にあっては、1人）以上は、保母又は看護婦の資格を有するものであること。

4 施設の利用条件等

(1) 事業所内託児施設の利用者は、原則として、その雇用する労働者（事業主団体にあっては、団体を構成する事業主が雇用する労働者）とするものであること。

(2) 託児時間は、利用する労働者の労働時間を勘案して設定するなど、利用しやすいものであること。

(3) 利用者から託児料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならない等、適正な額であること。

受給できる額

・設置費 新築（既存の建物を増改築し、新設した場合を含みます。）又は購入した費用の2分の1（2,350万円を限度とします。）

・運営費 運営にかかる費用の2分の1（年間374万4千円を限度とし、最長5年間とします。）

ただし、1事業所についての助成金の支給は1施設限りとします。

受給のための手続

1 認定の申請

助成金の支給申請を行う事業主は、あらかじめ、設置・運営計画又は運営計画について財団

法人21世紀職業財団の地方事務所長の認定を受けることとなっていますので、それぞれ次の提出期限までにその事業所の所在地を業務担当区域とする財団法人21世紀職業財団の地方事務所に対し、事業所内託児施設設置・運営計画認定申請書又は事業所内託児施設運営計画認定申請書に必要な書類（詳細については、財団法人21世紀職業財団の地方事務所にお問い合わせください。）を添付の上、認定申請を行ってください。

<認定申請書の提出期限>

・設置・運営計画 設置の着手の2か月前まで

・運営計画 運営開始の2か月前まで、又は運営開始の2か月前の翌日から起算して1年を経過する日まで

2 支給の申請

助成金の支給を受けようとする事業主で、財団法人21世紀職業財団の地方事務所長による認定を受けた事業主は、次の期限までに事業所内託児施設助成金支給申請書に必要な書類（詳細については、財団法人21世紀職業財団の地方事務所にお問い合わせください。）を添付の上、当該申請に係る事業所の所在地を業務担当区域とする財団法人21世紀職業財団の地方事務所に提出してください。

<支給申請書の提出期限>

・設置費 運営開始日が1月1日～6月末日までの場合 7月1日から7月末日まで

運営開始日が7月1日～12月末日までの場合 翌年の1月1日から1月末日まで

・運営費 毎年1月1日から12月31日までの該当期間について 翌年の1月1日から1月末日まで

5 育児、介護等退職者再雇用促進給付金

育児、介護等退職者再雇用促進給付金は、再雇用特別措置等を実施する事業主（以下「措置実施事業主」といいます。）であって、この制度に基づき、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、その退職の際就業が可能となったときに再雇用されることを希望する旨の申出をしていた者を再雇用したのに対して支給するもので、再就職を希望する者の就業機会の確保を図ることを目的としています。

受給できる事業主

受給できる事業主は、次のいずれにも該当する事業主です。

- 1 次の(1)から(8)までのすべてに該当する再雇用特別措置等に関する制度を設けている事業主であること。

再雇用特別措置等とは

再雇用特別措置等とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- 1 妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者であって、その退職の際に、その就業が可能となったときに当該退職に係る事業所の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置（育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第15条）
- 2 措置実施事業主と関連事業主（以下、資本、資金、人事、取引等の状況からみて措置実施事業主と密接な関係にある他の事業主をいいます。）との契約に基づき、妊娠、出産、育児又は介護を理由として措置実施事業主又は関連事業主の事業所を退職した者であって、その退職の際に、その就業が可能となったときに当該措置実施事業主に雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該措置実施事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置

- (1) 労働協約又は就業規則に定められていること。
- (2) 退職理由として妊娠、出産、育児及び介護が掲げられていること。
- (3) 次のイからハまでの1以上に該当する特別の措置がとられていること。
 - イ 労働者を募集する場合は、一般公募に優先して当該制度が適用される者から募集する。
 - ロ 応募者の中に当該制度が適用される者がある場合には、その者を優先して採用することを配慮する。
 - ハ 当該制度が適用される者を雇用する場合には、次のような処遇上の配慮を行う。
 - (イ) 退職時と同一の身分及び勤務形態で雇用する場合は、退職時の賃金・資格上の格付けを考慮する。
 - (ロ) 退職時と異なる身分及び勤務形態で雇用する場合は、退職時の経験、勤続年数等を勘案した賃金の格付けを行う。
- (4) 措置実施事業主又は関連事業主の事業所を退職する際に、制度の適用を希望する者からそ

の旨の申出を得ておくものであること。

- (5) 離職期間を定める場合には、その期間は3年を下回らないものであること。
 - (6) 雇用時の年齢に制限を設ける場合には、その年齢は40歳を下回らないものであること。
 - (7) 当該制度の対象者の範囲が身分、職種等により著しく制限されていないこと。
 - (8) 雇用時の身分、勤務形態については、退職時と同一又はそれに準ずるものを含んでいること。
- 2 1に該当する制度に基づき、当年1年間に次の(1)から(5)までのすべてに該当する者（以下「対象者」といいます。）を雇用し、当年12月末現在で雇用保険の被保険者（短時間労働被保険者を除きます。）として雇用している事業主であること。
 - (1) 妊娠、出産、育児又は介護を理由として措置実施事業主又は関連事業主の事業所を退職した者であること。
 - (2) 当該退職の際に、その就業が可能となったときに当該措置実施事業主に雇用されることを希望する旨の申出をしていた者であること。
 - (3) 当該退職の日の前日において、雇用保険の被保険者として継続して雇用されていた期間が1年以上あること。
 - (4) その就業が可能となった際に措置実施事業主に雇用の申出を行い、かつ、当該退職日以後就業が可能となった際の雇用の申出日までの間に失業等給付を受給していない者であること（失業等給付を受給することがやむを得ないと認められる特段の事由がある場合には、失業等給付を受給した者も含むものであること。）。)
 - (5) 離職期間が当該退職の日の翌日から起算して1年（介護を理由とする退職の場合は3か月）以上8年未満の者であること。
 - 3 最初の対象者が雇用された日以後、3年を経過していない事業所の事業主であること。

受給できる額

対象者1人当たり

中小企業事業主については **40万円**

中小企業事業主以外の事業主については **30万円**

です。

なお、同一労働者を支給対象とする給付金の支給は1回限りです。

受給のための手続

当年12月末日現在において在職する当年1年間に雇用された対象者について、翌年1月末日までに育児、介護等退職者再雇用促進給付金支給申請書に次の書類を添付の上、当該申請に係る事業所の所在地を業務担当区域とする財団法人21世紀職業財団の地方事務所に提出してください。

- 1 支給基準を満たす再雇用特別措置等に関する制度を定めた労働協約又は就業規則（写）
- 2 対象者名簿
- 3 申請事業主への雇用に係る対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（写）
- 4 当該退職に係る対象者の雇用保険被保険者離職票-1及び雇用保険被保険者離職票-2（写）

- 5 対象者が基本手当の受給期間延長の申出を行っている場合には、当該退職に係る対象者の受給期間延長通知書（写）
- 6 当該退職に係る退職時の申出の有無、退職理由が明らかになる書類（写）
- 7 対象者が前記の受給できる事業主の要件の2(4)に関し、雇用の申出日以降失業等給付を受給した場合は、当該措置実施事業主に対して雇用の申出を行ったことが明らかになる書類及び当該申出に対して雇用しなかったことが明らかになる書類（写）及び雇用保険受給資格者証（写）
- 8 対象者が前記の受給できる事業主の要件の2(4)かつこ書きに該当する場合は、失業等給付を受給することがやむを得ないものと認められることを示す書類及び雇用保険受給資格者証（写）
- 9 当該退職した事業主が申請事業主の関連事業主である場合については、これを証明する書類

6 両立支援セミナー

仕事をしながら育児又は介護を乗り切ることに関わる知識や心構え等を身につけるために、今後、育児や介護と仕事との両立の問題に直面する可能性のある男女労働者を対象に、両立支援セミナーを実施しています。

カリキュラム等

仕事と育児両立支援セミナー		仕事と介護両立支援セミナー	
科 目	主 な 内 容	科 目	主 な 内 容
講 義	・ 仕事と育児との両立のための心構え ・ 仕事と育児との両立に役立つ法律・制度及び生活上の工夫 ・ 仕事と育児との両立のための家庭・職場の体制づくり	講 義	・ 仕事と介護との両立のための心構え ・ 仕事と介護との両立に役立つ法律・制度及び生活上の工夫 ・ 仕事と介護との両立のための家庭・職場の体制づくり
ビデオ視聴	働きながらの育児 —その両立のために—	ビデオ視聴	働きながらの介護 —その両立のために—
体験発表	働きながら、育児期を乗り切った先輩の体験談	体験発表	働きながら、介護を乗り切った先輩の体験談

なお、各セミナーの所要時間は、4～6時間です。

受講手続等

両立支援セミナーは、全国の財団法人21世紀職業財団地方事務所で実施しています。
受講手続等は、お近くの地方事務所までお問い合わせください。

7 フレーフレー・テレフォン

育児、介護等に関する各種サービスが必要に応じて受けられるよう、これらに関する相談を受け付けるとともに、地域の具体的な情報を無料で電話等により提供するフレーフレー・テレフォン事業を実施しています。

相談・情報の内容

- 1 育児関係……公立・私立保育所、ベビーシッター、保育ママ、学童保育等
- 2 介護関係……民間ホームヘルパー、老人病院、老人ホーム、介護用品、高齢者向け福祉サービス等
- 3 家事代行関係……家政婦、家事代行サービス等

利用日・時間

月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:30～16:30

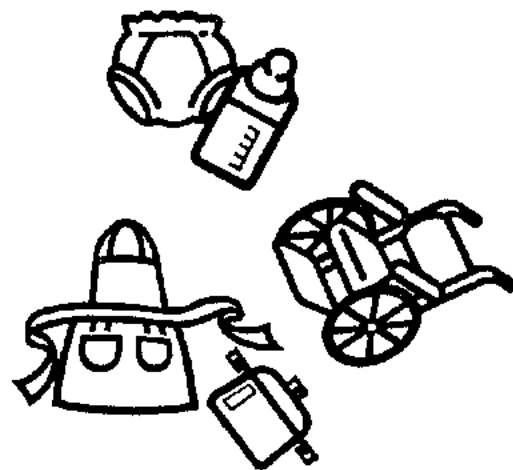
情報問い合わせ先

〈既 設〉

北海道内	☎ 011-707-2020
宮城県内	☎ 022-214-2020
埼玉県内	☎ 048-834-2020
千葉県内	☎ 043-225-2020
東京都内	☎ 03-3258-2020
神奈川県内	☎ 045-871-2020
新潟県内	☎ 025-243-2020
静岡県内	☎ 054-255-2020
愛知県内	☎ 052-541-2020
京都府内	☎ 075-213-2020
近畿圏内	☎ 06-946-2020
兵庫県内	☎ 078-794-2020
広島県内	☎ 082-224-2020
福岡県内	☎ 092-414-2020
熊本県内	☎ 096-324-2020

〈8年度開設〉

福島県内	☎ 0245-24-2020
茨城県内	☎ 029-226-2020
長野県内	☎ 026-232-2020
岐阜県内	☎ 058-248-2020
岡山県内	☎ 086-227-2020
愛媛県内	☎ 089-934-2020



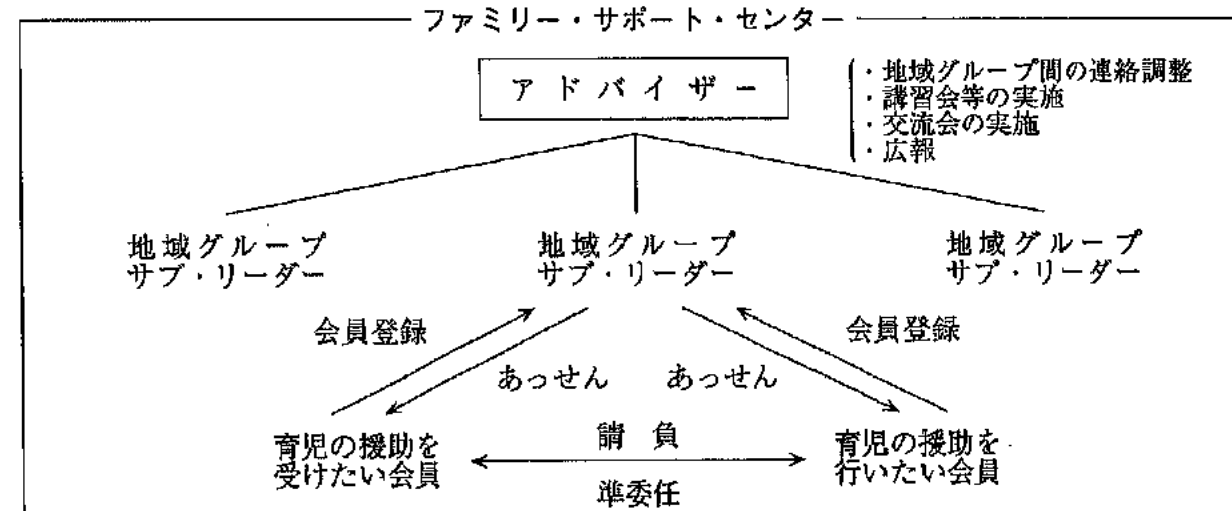
8 ファミリー・サポート・センター

急な残業や子供の病気の際など、既存の保育施設では応じきれない変動的、変則的な保育需要に対応するために、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター（育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織）を設置する市町村又は公益法人に対して、国は都道府県を通じ、経費の補助を行っています。

ファミリー・サポート・センターにおける相互援助活動の例

- ・急な残業の場合に子供を預かる。
- ・子供が病気になった場合に子供を預かる。
- ・保育施設の開始前や終了後、子供を預かる。
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・学校の放課後や学童保育の終了後、子供を預かる。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



ファミリー・サポート・センター一覧

（平成8年4月現在）

	住 所	電 話
日 立	〒316 日立市鮎川町1-1-10 日立市婦人の家「らぼーるひたち」内	0294-35-6633
松 本	〒390 松本市双葉4-16 松本市総合社会福祉センター内	0263-27-3485
貝 塚	〒597 貝塚市島中1-17-1	0724-23-2151
岡 山	〒700 岡山市鹿田町1-1-3 中島ビル2階	086-227-2525
山 口	〒753 山口市湯田温泉5-1-1 山口県婦人教育文化会館内	0839-28-4150
宇 部	〒755 宇部市琴芝町1-2-5 宇部市婦人センター内	0836-35-7608
福 岡	〒815 福岡市南区高宮3-3-1 福岡市女性センター「アミカス」内	092-526-9755
登 別	〒059 登別市片倉町6-9-1 (社福) 登別社会福祉協議会内	0143-88-0860
米 子	〒683 米子市加茂町2-81	0859-23-5216

*登別については平成8年8月に、米子については平成8年10月に開設予定です。

9 勤労者家庭支援施設

育児又は家族の介護を行う男女労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援する勤労者家庭支援施設の設置・運営を行う地方公共団体に対して、国はその設置に要する経費の一部の補助を行います。

勤労者家庭支援施設とは

勤労者家庭支援施設は、子の養育又は家族の介護を行う労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者及び妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者（以下「対象労働者等」といいます。）の福祉の増進を図る公共的労働者福祉施設です。

勤労者家庭支援施設で行う事業は、次のとおりです。

- 1 職業生活と家庭生活との両立に必要な相談、指導、講習、実習等
- 2 職業に関する相談、指導、講習、実習等
- 3 対象労働者等の育児及び家族の介護の援助に関する事業
- 4 休養及びレクリエーションについての場と機会の提供及び必要な助言、指導
- 5 その他の対象労働者等の福祉を増進するために必要な事業

なお、勤労者家庭支援施設には、これらの事業実施のため、①各種の相談に必要な施設及び設備、②講習、実習等に必要な施設及び設備、③託児のために必要な施設及び設備、④対象労働者等が勤労者家庭支援施設を利用するために一時的に高齢者を預かるための施設及び設備、⑤休養及びレクリエーションに必要な施設及び設備等が備えられます。

現在設置されている勤労者家庭支援施設

名 称	住 所	電 話
久慈市勤労者家庭支援施設 (サンエール久慈)	〒028 岩手県久慈市長内町21-63-2	0194-52-7400

注 () 内は、施設の愛称。

10 再就職希望登録者支援事業

育児、介護等により退職し将来的に再就職を希望する方が円滑に再就職できるよう、職業意識の持続、的確な再就職の準備の支援を内容とする再就職希望登録者支援事業を行っています。

対 象 者

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職し、将来的にその就業が可能となったときに就業を希望する方。

登録期間中に受けられる支援

登録された方は、次のような支援を受けることができます。

- 1 職業セミナー開催の情報、両立支援情報、業界情報などを含む再就職の準備に役立つ情報誌「Re・Be」を定期的に送付します。
- 2 他の登録者との交流会、講習会等に参加ができます。
- 3 再就職の準備等についての個別相談・指導を受けられます。
- 4 財団法人21世紀職業財団が指定した教育訓練機関の実施する教育訓練を受講する際、割引券（受講にかかる費用の2割相当額（5万円を限度とします。）が割引されます。）を発行します。

登録手続等

- 1 登録を希望される方は、お住まいになっている都府県を業務担当区域とする財団法人21世紀職業財団の地方事務所に登録票を提出し、登録の申込みをしてください。なお、登録票は地方事務所に備えつけてありますが、電話にて請求し、郵送にて申し込むこともできます。
- 2 登録の有効期間は4年間です。引き続き登録を希望する場合は、1回に限り登録を更新することができます。
- 3 登録は無料です。

実施地域

本事業は、東京、愛知、大阪及び福岡の財団法人21世紀職業財団の地方事務所において実施しています。

また、平成8年度は、新たに埼玉、千葉、神奈川、京都、兵庫の地方事務所においても実施の予定です。

Ⅲ 問い合わせ先一覧

1 都道府県婦人少年室

	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道	〒060 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2715
青 森	〒030 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	0177-35-1033
岩 手	〒020 盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎	0196-22-4645
宮 城	〒983 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8844
秋 田	〒010 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	0188-62-6684
山 形	〒990 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎	0236-24-8228
福 島	〒960 福島市霞町1-46 福島合同庁舎	0245-36-4609
茨 城	〒310 水戸市北見町1-11	029-221-3915
栃 木	〒320 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795
群 馬	〒371 前橋市大手町1-1-3	0272-31-5136
埼 玉	〒336 浦和市岸町5-8-13	048-822-4273
千 葉	〒260 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307
東 京	〒112 文京区後楽1-7-22	03-3814-5372
神 奈 川	〒231 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-211-7380
新 潟	〒951 新潟市川岸町1-56	025-266-0047
富 山	〒930 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎	0764-32-2740
石 川	〒920 金沢市西念町103街区12 金沢駅西合同庁舎	0762-31-3086
福 井	〒910 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-3947
山 梨	〒400 甲府市美咲1-2-13	0552-52-6779
長 野	〒380 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-7817
岐 阜	〒500 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-3046
静 岡	〒420 静岡市追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054-252-5310
愛 知	〒460 名古屋市中区三ノ丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191
三 重	〒514 津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	0592-28-2782
滋 賀	〒520 大津市御幸町6-6	0775-23-1190
京 都	〒604 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-0504
大 阪	〒540 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06-941-4647
兵 庫	〒650 神戸市中央区渡辺通町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045
奈 良	〒630 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820
和 歌 山	〒640 和歌山市中之島2249	0734-22-4743
鳥 取	〒680 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249
島 根	〒690 松江市東朝日町76 労働総合庁舎	0852-31-1161
岡 山	〒700 岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-7639
広 島	〒730 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-223-2878
山 口	〒753 山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017
徳 島	〒770 徳島市徳島町城の内6-6 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718
香 川	〒760 高松市天神前5-12	0878-31-3762
愛 媛	〒790 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5222
高 知	〒780 高知市鷹匠町2-1-42	0888-72-2598
福 岡	〒812 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-4894
佐 賀	〒840 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150
長 崎	〒852 長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎	0958-44-4384
熊 本	〒860 熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096-352-3865
大 分	〒870 大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎	0975-32-4025
宮 崎	〒880 宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-25-5531
鹿 児 島	〒892 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099-222-8446
沖 縄	〒900 那覇市久米2-30-1	098-868-4380

2 財団法人21世紀職業財団地方事務所

	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道	〒060 札幌市北区北七条西2-20 東京建物札幌ビル7階	011-707-6198
青 森	〒030 青森市中央1-25-3 青森共栄火災ビル6階	0177-76-2020
岩 手	〒020 盛岡市菜園1-3-6 農林会館2階	0196-53-8681
宮 城	〒980 仙台市青葉区本町2-3-10 朝日生命仙台北町ビル9階	022-214-2080
秋 田	〒010 秋田市山王6-10-9 猿田興業ビル1階	0188-66-2100
山 形	〒990 山形市香澄町3-1-7 朝日生命山形ビル8階	0236-42-2020
福 島	〒960 福島市栄町6-6 ユニックス8階	0245-22-3030
茨 城	〒310 水戸市三の丸1-4-73 水戸三井ビルディング12階	029-226-2413
栃 木	〒320 宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル6階	028-643-3220
群 馬	〒371 前橋市大手町1-5-11 大手町ビル2階	0272-23-2023
埼 玉	〒336 浦和市北浦和5-3-20 日本ビニル工業(株)2階	048-824-7001
千 葉	〒260 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館新館6階	043-225-2295
東 京	〒101 千代田区内神田3-23-5 神田セブンビル3階	03-3258-2021
神 奈 川	〒231 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ8階	045-633-5436
新 潟	〒950 新潟市東大通2-4-10 日本生命新潟ビル4階	025-249-5660
富 山	〒930 富山市本町3-25 日本団体生命富山ビル7階	0764-44-2020
石 川	〒920 金沢市片町2-2-15 北国ビルディング8階	0762-34-2020
福 井	〒910 福井市大手3-4-1 福井放送会館5階	0776-21-0581
山 梨	〒400 甲府市朝日1-3-12 甲府北口第一生命ビル3階	0552-54-2020
長 野	〒380 長野市南石堂町1282-16 三井生命長野ビル3階	026-223-4521
岐 阜	〒500 岐阜市入舟町3-10 サンケンビル202号	058-248-3692
静 岡	〒420 静岡市御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル5階	054-255-2029
愛 知	〒450 名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル711	052-586-7222
三 重	〒514 津市広明町112-5 第3いけだビル5階	0592-28-2300
滋 賀	〒520 大津市中央3-1-8 大津第一生命ビルディング2階	0775-23-2020
京 都	〒601 京都市南区東九条下殿田町70 京都勤労者総合福祉センター3階	075-672-8100
大 阪	〒541 大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル4階	06-262-2151
兵 庫	〒651 神戸市中央区小野柄通7-1-1 日生三宮駅前ビル7階	078-272-3055
奈 良	〒630 奈良市大宮町6-9-1 新大宮ビル5階	0742-36-6777
和 歌 山	〒640 和歌山市黒田84-1 阪和第1ビル4階3号室	0734-75-1765
鳥 取	〒680 鳥取市本町3-102 鳥取商工会議所会館4階	0857-24-2020
島 根	〒690 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル5階	0852-24-2300
岡 山	〒700 岡山市磨屋町10-20 磨屋町ビル6階	086-227-2021
広 島	〒730 広島市中区鉄砲町8-18 広島日生みどりビル2階	082-224-2001
山 口	〒753 山口市中央5-7-3 日本団体生命山口ビル1階	0839-23-2020
徳 島	〒770 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル11階	0886-55-7771
香 川	〒760 高松市寿町1-1-12 高松東京生命館3階	0878-22-2020
愛 媛	〒790 松山市千舟町4-4-3 松山MCビル3階	089-921-5660
高 知	〒780 高知市堺町2-26 高知中央第一生命ビルディング6階	0888-23-2020
福 岡	〒812 福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビルディング6階	092-431-7701
佐 賀	〒840 佐賀市駅南本町5-1 住友生命佐賀ビル4階	0952-28-4621
長 崎	〒850 長崎市出島町1-14 出島朝日生命青木ビル5階	0958-27-1262
熊 本	〒860 熊本市花畑町4-1 太陽生命熊本第2ビル2階	096-324-2297
大 分	〒870 大分市都町1-3-19 日本生命大分中央ビル3階	0975-38-7755
宮 崎	〒880 宮崎市広島2-10-20 坂下ビル6階	0985-20-2020
鹿 児 島	〒890 鹿児島市西田1-5-1 鹿児島東邦生命ビル201	099-259-7815
沖 縄	〒900 那覇市久茂地3-1-1 日本生命那覇ビル5階	098-868-2020

3 雇用促進事業団雇用促進センター

	所 在 地	電 話 番 号
北 海 道	〒060 札幌市中央区北一条西6-2 安田火災北海道ビル6階	011-261-5306
青 森	〒030 青森市長島2-10-3 青森フコク生命ビル7階	0177-77-1234
岩 手	〒020 盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル5階	0196-25-5101
宮 城	〒980 仙台市宮城野区榴岡5-11-1 仙台サンプラザ4階	022-257-2009
秋 田	〒010 秋田市中通4-12-4 安田生命秋田ビル6階	0188-36-3181
山 形	〒990 山形市あこや町2-3-1 錦産業会館4階	0236-24-8600
福 島	〒960 福島市栄町6-6 ユニックスビル10階	0245-22-6503
茨 城	〒310 水戸市南町2-6-18 日本生命水戸南町ビル8階	029-221-1188
栃 木	〒320 宇都宮市大通り2-1-5 明治生命宇都宮大通りビル2階	028-634-1141
群 馬	〒371 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階	0272-35-6100
埼 玉	〒336 浦和市高砂3-17-15 浦和商工会議所会館6階	048-838-7744
千 葉	〒260 千葉市中央区千葉港8-4 日本火災千葉ビル1階	043-248-7766
東 京	〒101 千代田区鍛冶町2-2-1 住友銀行神田駅前ビル4階	03-3252-4141
神 奈 川	〒231 横浜市中区本町2-12 安田火災横浜ビル2階	045-212-2228
新 潟	〒950 新潟市万代4-1-6 新潟日産生命ビル5階	025-247-5321
富 山	〒930 富山市安住町7-18 富山安住町第一生命ビル4階	0764-33-2211
石 川	〒920 金沢市尾張町1-11-14 住友生命金沢尾張町ビル2階	0762-22-1771
福 井	〒910 福井市大手2-7-15 安田生命福井ビル4階	0776-25-1988
山 梨	〒400 甲府市相生2-3-16 住友海上甲府ビル1階	0552-32-1154
長 野	〒380 長野市南千歳1-15-3 TSビル3階	026-224-8000
岐 阜	〒500 岐阜市金町4-30 明治生命岐阜金町ビル6階	058-265-5800
静 岡	〒420 静岡市御幸町11-30 エクセルワード静岡ビル9階	054-253-5711
愛 知	〒460 名古屋市中区錦1-16-20 グリーンビル5階	052-221-0171
三 重	〒514 津市栄町1-840 大同生命瀬沢ビル5階	0592-26-2133
滋 賀	〒520 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5階	0775-25-9291
京 都	〒601 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ3階	075-681-3800
大 阪	〒541 大阪市中央区南本町1-7-15 明治生命堺筋本町ビル11階	06-264-2360
兵 庫	〒650 神戸市中央区明石町48 神戸ダイヤモンドビル8階	078-333-7635
奈 良	〒630 奈良市油阪町1-1 千鶴ビル5階	0742-24-2662
和 歌 山	〒640 和歌山市小松原通1-1-11 大岩ビル4階	0734-32-1531
鳥 取	〒680 鳥取市永楽温泉町271 朝日生命鳥取ビル5階	0857-29-0606
島 根	〒690 松江市御手船場町字伊勢宮551 ニッセイ松江ビル7階	0852-31-2800
岡 山	〒700 岡山市柳町1-1-27 太陽生命岡山柳町ビル4階	086-231-3666
広 島	〒730 広島市中区大手町2-11-10 NHK放送センタービル13階	082-248-1345
山 口	〒753 山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口6階	0839-32-1010
徳 島	〒770 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル7階	0886-54-3311
香 川	〒760-01 高松市屋島西町2366-1 高松テルサ2階	0878-41-5757
愛 媛	〒790 松山市宮田町109-6 千代田火災松山ビル4階	089-947-6677
高 知	〒780 高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル3階	0888-72-2112
福 岡	〒812 福岡市博多区冷泉町5-32 第百KSビル7階	092-262-2700
佐 賀	〒840 佐賀市唐人2-5-8 明治生命佐賀中央通りビル5階	0952-26-9498
長 崎	〒850 長崎市元船町14-10 橋本商会ビル8階	0958-21-8131
熊 本	〒860 熊本市花畑町1-7 安田生命熊本第3ビル3階	096-359-1911
大 分	〒870 大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル2階	0975-36-5040
宮 崎	〒880 宮崎市橋通り東1-7-4 第一宮銀ビル7階	0985-22-0771
鹿 児 島	〒892 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル12階	099-227-5454
沖 縄	〒900 沖縄市旭町35-2	098-862-3212

4 社団法人全国ベビーシッター協会

〈本部〉

〒150 東京都渋谷区神宮前5-53-1 こどもの城10階

TEL 03-3797-5020

〈西日本事務局〉

〒532 大阪府大阪市淀川区西中島6-2-3 チサン第7ビル319号

TEL 06-309-7011

5 介護クーポン運営協議会（介護クーポン事務局）

〒162 東京都新宿区山吹町130-16 エスポワール21 5階

TEL 03-3235-8430



◇ 平成7年4月1日から、育児休業制度の導入は一律に事業主の義務となっています。

◇ 平成7年10月1日から、事業主は、できる限り早く介護休業制度や短時間勤務制度等を設ける努力が求められています。

平成11年4月1日から、介護休業制度は一律に事業主の義務となります。